

2022年（懲）第1号

議 決 書

福井県\*\*\*\*\*

懲戒請求者 協同組合####

上記代表者代表理事 \$\$\$\$\$

福井市春山二丁目2番16号

弁護士法人前波法律事務所

対象弁護士 前 波 裕 司

(登録番号28662)

上記代理人弁護士 %%%%

同 &&&&

上記対象弁護士に対する懲戒請求事件につき審査した結果、次のとおり議決する。

主 文

対象弁護士を戒告することを相当と認める。

理 由

第1 懲戒請求事由の要旨

1 懲戒請求事由1

懲戒請求者は、平成30年11月頃、対象弁護士に対し、福井県\*\*\*\*\*で懲戒請求者が運営するショッピングセンター「####」（以下「本件ショッピングセンター」という。）から、株式会社A（以下「A」という。）が核テナントを退店させ、協同組合である懲戒請求者から脱退する意向を示していることにつき、Aとの撤退・脱退の条件の協議および本件ショッピングセンターの閉鎖に伴うテナントである中華料理店「C」（以下「C」という。）との立退交渉を委任した。

懲戒請求者が対象弁護士に対し、「弁護士報酬は500万円見ておけば大丈夫か」と尋ねたのに対し、対象弁護士は、具体的な金額の説明を全くせず、それ以外に弁護士費用の話も一切無いまま受任したので、上記提案を了承したと認識した。弁護士費用について具体的な説明も委任契約書の作成もなか

った。

## 2 懲戒請求事由 2

懲戒請求者は、上記 1 の委任の経過に基づき、対象弁護士が懲戒請求者の提案を受け入れ、弁護士報酬は総額 500 万円の範囲内で決定されるものと認識していたところ、対象弁護士は、懲戒請求者に対し、別表記載のとおり、事前に何ら具体的な説明も合意もない方法で算定した第一次から第三次の弁護士報酬の請求を行った。

## 3 懲戒請求事由 3

対象弁護士は、懲戒請求者に返還すべき預り金のうち、877万1945円を自身の報酬額として返還を留保している。懲戒請求者は、別の弁護士に依頼し、対象弁護士に対して裁判で返金を求めなければならなくなった。

## 第 2 綱紀委員会が審査を求める事案の概要

### 1 懲戒請求事由 1 について

#### (1) 対象弁護士が行った主な法律事務

対象弁護士が本件ショッピングセンターに関して行った主な事務は次のとおりと認められる。

- ① 主として本件ショッピングセンターの維持を目的とした A 及び代替店舗候補との交渉（平成 30 年 11 月頃から）
- ② 本件ショッピングセンターの閉店を前提とした、A との建築協力金等の返金、出資金の払戻しに関する交渉及び調停の事務（平成 31 年 3 月ころから）
- ③ 本件ショッピングセンターの閉店を前提とした、同ショッピングセンターの土地及び建物の売却に関する交渉及び契約等の事務（平成 31 年 3 月ころからと認められるが、遅くとも令和元年 9 月の段階では特定の売却先との交渉が具体化し、同年 11 月 6 日には売買契約が締結されている）
- ④ 本件ショッピングセンターの閉店を前提とした、C との立退交渉、未払賃料請求訴訟、賃借権確認訴訟に関する事務（平成 31 年 4 月頃から）

(2) 対象弁護士は、事件（上記 (1) の②ないし④の事務）を受任するに当たって、弁護士報酬について、弁護士報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期などについて具体的に説明した事実は認められず、委任契約書も作成していないことが認められ、その後の段階においてもこれら説明ないし

委任契約書を作成した事実は認められない。また、それらを行わないことについてやむを得ない事情ないしは合理的理由があったとも認められない。

## 2 懲戒請求事由2について

対象弁護士が行った第一次ないし第三次請求が、事前に何ら具体的な説明も合意もない方法で算定されたものであり、内訳の費目や金額も変わり、請求額も少額とは言えない金額が増額されていったことは、事案の処理が多岐にわたりがち相互に関連しているものであることにも鑑みれば、依頼者であった懲戒請求者がその計算方法や請求額を事前に予測することは困難である。

さらに、費目を追加するなどして請求額を2回にわたって増額すること自体、弁護士報酬に対する依頼者ひいては市民の信頼を損なう行為であると言わざるを得ない。対象弁護士の弁護士報酬の請求にかかる一連の行為は不適切なものであり、これによって紛争が深刻化したことは否定できない。

そもそもこのような紛争が生じたのは、報酬について具体的な説明を行わなかったことあるいは委任契約書を作成しなかったことの結果ともいえることからすると、懲戒請求事由2については、懲戒請求事由1と一体として評価するのが適切である。

## 3 懲戒請求事由3について

弁護士報酬額について深刻な争いがあるにもかかわらず、対象弁護士は、自身が正当と考える弁護士報酬額を預り金から合意なく支払いを受けたに等しい結果となっており、それを避けようとするれば、依頼者であった懲戒請求者において、紛争解決のために訴訟を提起するほかないという状況にある。

これも報酬について具体的な説明を行わなかったことあるいは委任契約書を作成しなかったことによって生じているといえるので、懲戒請求事由3は、懲戒請求事由1及び同2と一体として評価するのが適切である。

## 4 結論

対象弁護士は、弁護士職務基本規程29条1項、同30条1項、弁護士の報酬に関する規程5条等に定められた報酬等の説明や委任契約書の作成を怠り、同規程等に違反したものと認められる。のみならず、対象弁護士は、弁護士報酬を巡る紛争の過程で自ら請求した報酬額を重ねて大幅に増額し、争いがあるにも拘わらず事実上対象弁護士の請求する報酬を受領したに等しい結果を生じさせている。同行為は、懲戒請求者に弁護士報酬が弁護士の

考え次第で決まるかのような印象を与えており、不相当というほかない。

対象弁護士の懲戒請求事由1ないし同3の行為は、上記職務基本規程等に違反し、その責任も軽微とはいえず、弁護士としての品位を失うべき非行に該当すると認められる。

### 第3 対象弁護士の弁明の要旨

#### 1 懲戒請求事由1について

- (1) 当初のAの出退店交渉については、その時点での仕事は明確であったので、契約書を作成している。受任当初において、事件がどうなるかはどれも予想できない状態であり、最終的な報酬について説明することは全く不可能であった。
- (2) 事件処理の方向や事務処理の内容が流動的であり、時間の経過とともに主たる業務が変化していったこと、懲戒請求者の資金繰りの観点ないし支払能力がほとんどない状態で、正式に委任契約書を作成して報酬額を確定させ、報酬を現実に受領することは不可能ないし不適當であった。
- (3) 懲戒請求者から、弁護士報酬が500万円の範囲内でおさまるかと聞かれたことはないし、おさまるとも回答していない。ただ、その都度、その時点で行っている業務を前提としておおよその報酬のイメージは伝えていた。具体的には、懲戒請求者の担当者Dの平成31年3月18日付けメール文書(乙3)の着手金数百万円を200万円として欲しい旨の記載は、そのころ、対象弁護士が、Aの請求に対する事務の着手金として報酬規程に従って計算した数字を示したことによるものであり、また、令和元年11月の懲戒請求者の総会の場合には、明確に1500万円という数字を口頭で示している。
- (4) その後、不動産売却の入金により仕事の着地点が見えたことから、委任契約書を整えるつもりであったが、その前に解任されたため、委任契約書の作成がなされていないのはやむを得ない。

#### 2 懲戒請求事由2について

- (1) 対象弁護士が懲戒請求者から解任された時点で、一旦、依頼者と受任弁護士という関係は終了し、懲戒請求者と対象弁護士の間で残っているのは報酬未収の弁護士と報酬未払いの依頼者という関係である。
- (2) 当初の請求から請求額を2回にわたって増額させたのは、交渉相手が代理人のE弁護士であり、かつ、交渉過程のことであって、合意形成のための提案という趣旨によるものである。
- (3) 1回目から2回目に増額したのは、特に自肅的な提示を1回目で行い、

迅速な解決がなしえなかったことから、その間の状況の変化も踏まえて、その段階での任意での通常の妥決はこの程度だと説明を付して2回目を提示したものであり、3回目で増額したのはAの調停妥結という事実も明らかになったことから紛議調停の中の主張として行ったものである。

### 3 懲戒請求事由3について

- (1) 紛議調停において、対象弁護士は第1回期日で概要説明をしたのみで、懲戒請求者の側が第2回期日の冒頭で不調としたため、話し合いに至らず不調となった。その後の清算の交渉は行われず、令和2年2月の解任から1年近く経とうとしたことから、さしあたりの返金処理だけ行ったものの、未だ留保中で領収はしていない。
- (2) 一旦全額返金してしまうというのは、懲戒請求者が清算予定であることからすれば、自身の請求を実質的に放棄することに等しいことになってしまう。
- (3) 懲戒請求者は清算手続に入っているが、対象弁護士に対する債権者保護手続は一切なされていない。

## 第4 証拠

### 1 請求者提出分

- (1) 主張書面  
懲戒請求書（令和3年1月31日付）  
回答書（令和3年9月30日付）
- (2) 証拠書類  
無し

### 2 対象弁護士提出分

- (1) 主張書面  
答弁書（令和3年3月24日付）  
主張書面1（令和3年9月27日付）  
主張書面2（令和3年12月27日付）  
委任状（令和4年4月22日付）  
上申書（令和4年4月25日付）  
弁明書（令和4年6月17日付）  
報告書（令和4年10月5日付）  
報告書（令和4年10月26日付）  
報告書（令和4年11月28日付）  
審尋申立書（令和4年11月28日付）

報告書（令和4年12月22日付）

報告書（令和5年4月7日付）

弁明補充書（令和5年4月7日付）

弁明補充書（令和5年6月7日付）

(2) 証拠書類

乙1 ##SC 事件処理の流れと題する書面（令和2年7月6日）

乙2 委任契約書（平成30年11月14日）

乙3 対象弁護士に宛てたメール写し（平成31年3月18日）

乙4 調停申立書（令和元年6月11日）

乙5 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（令和元年7月20日～令和元年7月22日）

乙6 相手方主張書面（1）（令和元年8月2日）

乙7 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年9月2日）

乙8 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年9月26日）

乙9 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（令和元年11月2日）

乙10 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年11月6日）

乙11 対象弁護士に宛てたメール写し及び添付書類（令和元年11月26日）

乙12 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年11月29日）

乙13 対象弁護士に宛てたメール写し及び添付資料（令和元年12月9日）

乙14 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年12月12日）

乙15 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年12月16日）

乙16 ご連絡と題する書面（令和元年12月27日）

乙17 対象弁護士に宛てたメール写し（令和2年1月5日）

乙18 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（同日）

乙19 御連絡書と題する書面（令和2年1月6日）

乙20 対象弁護士が懲戒請求者担当者に宛てたメール写し（同日）

乙21 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し及び添付資料（令和2年1月8日）

乙22 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（令和2年2月13日）

乙23 対象弁護士の##ショッピングセンター預り金帳簿写し（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

- 乙24 メール送受信記録（出力日時不明）
- 乙25 対象弁護士の日程記録（一）
- 乙26 対象弁護士が懲戒請求者担当者に宛てたメール写し（平成31年3月7日）
- 乙27 対象弁護士に宛てたメール写し（平成31年3月22日）
- 乙28 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（令和元年6月17日～令和元年7月17日）
- 乙29 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（令和元年7月23日）
- 乙30 対象弁護士が懲戒請求者担当者に宛てたメール写し（令和元年12月26日）
- 乙31 対象弁護士が懲戒請求者担当者に宛てたメール写し（令和元年12月26日）
- 乙32 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（令和元年12月27日）
- 乙33 対象弁護士と懲戒請求者担当者との間でやり取りされたメール写し（同日）
- 乙34 ##SC・ガントチャート（一）
- 乙35 共同店舗使用契約の解約合意書の作成等について（平成30年11月9日）
- 乙36 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年9月26日）
- 乙37 対象弁護士に宛てたメール写し（平成31年3月29日）
- 乙38 通常総会議事録（令和元年5月17日）
- 乙39 対象弁護士に宛てたメール写し（令和元年11月12日）
- 乙40 御連絡書と題する書面（令和2年2月4日）
- 乙41 ご連絡と題する書面（令和2年5月13日）
- 乙42 弁護士懲戒処分情報データベース（一）
- 乙43 2月7日（木）組合打ち合わせと題するメモ（平成31年2月7日）
- 乙44 不動産賃貸借契約解約申入れ書（平成31年2月20日）
- 乙45 委任契約書一式（令和元年12月7日）
- 乙46 ご通知と題する書面（令和4年5月2日）
- 乙47 ご連絡と題する書面（令和4年5月24日）
- 乙48 不動産売買契約書（令和元年11月6日）
- 乙49 請求書（令和元年12月23日）
- 乙50の1

- 振込金受取書（令和元年12月23日、振込金200万円）  
乙50の2
- 振込金受取書（令和元年12月23日、振込金330万円）  
乙50の3
- 振込金受取書（令和元年12月23日、振込金7万4887円）  
乙51 訴状（令和5年5月25日）

### 3 当委員会

- 丙1 ご通知と題する書面（令和3年9月9日付、懲戒請求者宛）
- 丙2 ご通知と題する書面（令和3年9月9日付、対象弁護士宛）
- 丙3 紛議調停申立事件（当会令和2年（紛）第1号）記録
- 丙4 綱紀委員会対象弁護士調査期日調書（令和4年1月14日）
- 丙5 懲戒委員会対象弁護士調査期日調書（令和4年7月12日）
- 丙6 懲戒請求者履歴事項全部証明書（令和3年11月24日）
- 丙7 懲戒委員会対象弁護士調査期日調書（令和5年6月1日）

### 第5 当委員会の認定

当委員会が証拠によって認定した事実は以下のとおりである。

- 1 平成30年6月、Aから平成30年11月末日までに本件ショッピングセンターから退店することを伝えられた懲戒請求者は、平成30年11月5日ころ、対象弁護士にAとの問題を相談した。
- 2 対象弁護士は、平成30年11月14日、懲戒請求者との間で、事件の相手方を「A」その他事件等の表示を「スーパー出退店交渉」委任の範囲を「示談交渉」、着手金を「30万円（消費税別2万4千円）報酬金を「その他（事後協議によって決する。）」と記載した委任契約書を作成した上で、核テナントの慰留や代替店舗の出店交渉など本件ショッピングセンターの維持を前提とした一定の事務を行った。  
なお、対象弁護士と懲戒請求者間には本委任契約書以外に委任契約書が作成されたことはない。
- 3 平成31年3月末にAは退店し、その後も代替店舗の出店の目処は立たず、対象弁護士及び懲戒請求者は、本件ショッピングセンターを閉店し、資産を売却して懲戒請求者を清算するとの方針に切り替え、令和元年5月10日、本件ショッピングセンターを閉鎖した。
- 4 対象弁護士は、平成31年4月、懲戒請求者代理人として、Cに対し建物退去明け渡し請求調停を提起し、以降、未払賃料請求訴訟、賃借権確認請求



訴訟と懲戒請求者代理人として法的紛争にかかわった。また、A から、令和元年6月、建築協力金等9080万760円および出資金2639万円の返金を求める調停が提起され、対象弁護士は懲戒請求者の代理人として対応した。さらに、本件ショッピングセンターの不動産の売却に関する相談なども受けていた。

- 5 本件ショッピングセンターの資産である不動産の売却につき、懲戒請求者は、令和元年9月12日の理事会で、B 株式会社 に2億円で売却することを決定し、令和元年11月6日に売買契約を締結し手付金1000万円を受領し、令和元年12月23日に残金1億9000万円を対象弁護士が代理人として受領した。

ところが、対象弁護士が令和元年12月26日と指定されたAとの民事調停期日を私的な海外旅行に出かけて欠席したことを契機に、対象弁護士は懲戒請求者の信頼を失うこととなり、懲戒請求者は、令和2年2月ころ、対象弁護士を解任した。

- 6 対象弁護士と懲戒請求者の間では、そのころから弁護士報酬の清算に関して紛争が生じ、対象弁護士は、懲戒請求者に対し、令和2年1月20日付け「報酬明細および説明書」によって、弁護士報酬650万2495円（消費税等込み715万2745円）を請求した（内訳は別表記載のとおり。以下「第一次請求」という。）。  
7 それに対して懲戒請求者が、同年2月19日付け通知書によって、対象弁護士の請求額には合意できないものの、総額で500万円を報酬として提示する旨回答したところ、対象弁護士は、同年3月17日付け「報酬明細および説明書」によって、弁護士報酬を797万4495円（消費税込み877万1945円）に増額して請求した（内訳は別表記載のとおり。以下「第二次請求」という。）。  
8 これに対し、懲戒請求者は、同年4月8日付け文書によって、第一次請求の請求額を受け入れて解決したい旨を申し入れたものの、対象弁護士は、同日付け通知書においてこれを拒否し、第二次請求の金額でなければ解決の意思が無い旨回答した。そこで、懲戒請求者は、対象弁護士を相手方とし、同年5月20日、当会に紛議調停を申し立てたところ（以下「第一次紛議調停」という。）、対象弁護士は、同紛議調停において、弁護士報酬を901万7547円（消費税込み991万9301円）と再度増額して請求し（内訳は別表記載のとおり。以下「第三次請求」という。）、同紛議調停は、同年8月19日の第2回調停期日において不成立とされた。  
9 一方、対象弁護士は、令和2年3月4日ころ、同時点における懲戒請求者

からの預かり金1億9141万9060円から、自身の弁護士報酬を最大限に見積もった1500万円を留保して、実費立替金等6万116円を控除した残額1億7635万8944円を懲戒請求者に返還した。その後、対象弁護士は、令和3年初めころ、上記1500万円のうち877万1945円を留保した622万8055円を懲戒請求者に返還した。

- 10 懲戒請求者は、令和3年9月30日、解散して清算法人となり、対象弁護士は、懲戒請求者を相手方とし、令和4年10月3日、当会に紛議調停を申し立てた（以下「第二次紛議調停」という。）。

第二次紛議調停においては、令和5年3月6日付で紛議調停委員会から627万円（消費税込み）を相当の報酬とする調停案が示されたが、対象弁護士がこれに応じず、その後、上記調停案を上回る金額で話し合いが続いたが合意に達せず、令和5年3月30日調停不成立となった。

- 11 懲戒請求者は、令和5年5月25日、福井地方裁判所に対象弁護士を被告として、対象弁護士が懲戒請求者に返還しない877万1945円から、第二次紛議調停で調停委員会が示した相当報酬額627万円を控除した残額250万1945円の支払いを求める訴訟を提起した。

## 第6 懲戒事由1に対する判断

- 1 対象弁護士が当初作成した委任契約書（乙2）には、Aその他とのスーパー出退店交渉（示談交渉）が委任事務と表記されているが、Aとの交渉が決裂し代替店の誘致もできない中、懲戒請求者は、本件ショッピングセンターを閉鎖し、賃借入を退去させ、不動産を売却して懲戒請求者を清算する方針に変更した。

- 2 これを受けて対象弁護士は、平成31年4月、懲戒請求者代理人として、Cに対し建物退去明け渡し請求調停を提起したのを皮切りに、龍固との複数の法的手続きや、Aが提起した建築協力金等の返還請求調停事件の懲戒請求者代理人を務めたが、そのいずれの受任の際にも、弁護士報酬の説明はしておらず、委任契約書も作成しなかった。

これらの事務は平成30年11月14日に作成された委任契約書（乙2）の委任事務に含まれないことは明らかであるから、対象弁護士の行為は、弁護士職務基本規程29条1項、30条1項、弁護士の報酬に関する規定5条4項に抵触している。

- 3 そこで、対象弁護士が弁護士報酬の説明および委任契約書を作成しなかった合理的理由の有無を検討する（弁護士職務基本規定30条1項但し書き、同条2項参照）。

この点、綱紀委員会は、対象弁護士の弁明（第4・1・(1)・(2)）につい

て、要旨次のように判断している。

本件ショッピングセンターに関する問題について当初から受任する事務が明確ではなかったとしても、それぞれの事務について受任して処理することが明確となった段階においては、受任にあたり、弁護士報酬について説明し、報酬事項を含む委任契約書を概括的にでも作成することが不可能とは言えない。

また、依頼者の資金繰りや支払能力に対する配慮は、報酬の把握が困難となって必ずしも依頼者の利益に添うとはいえず紛争予防等の点で弁護士にとっても適切とは言えない。

- 4 しかしながら C との法的手続きの結果は不動産の売買の成否に大きく影響し、その売買金額如何で A に支払う金額が大きく変わってくる。それゆえ、懲戒請求者は、不動産売買についても対象弁護士に相談していた。

すなわち、仮に、C との法的手続きごとに着手金・報酬金額を定める委任契約書を作成しても、現実に不動産が売買できなければ、委任者たる懲戒請求者には履行できない弁護士報酬債務だけが増えるだけである。また、売買金額が決まりこれを受領できなければ、A に対する建築協力金等返還の合意もできず、弁護士報酬も発生しない。概括的な弁護士報酬の定めしかできない委任契約を法的手続きごとに作成することは、対象弁護士が弁護士報酬にいたずらにこだわっているとの印象を与え、かえって懲戒請求者の信頼を失いかねない。

したがって、委任者との信頼関係を維持しつつ弁護士報酬の説明や委任契約書を作成するためには、不動産の売買契約の内容がほぼ確定している必要があるというべきであり、平成31年3月ころには本件ショッピングセンターの不動産について2億円程度の価額での売買の検討がなされ、遅くとも令和元年5月ころまでには、同ショッピングセンターを閉店し、資産を売却して懲戒請求者を清算するとの方針が明確となっていたとしても、その時点で対象弁護士が弁護士報酬の説明及び委任契約書を作成しないことの合理性は認めうる。

- 5 しかし、令和元年11月6日には、懲戒請求者とBの間で、ショッピングセンターの土地建物を代金2億円で売買するという内容の不動産売買契約が締結された。

そして、遅くとも、この時点では、委任事務の内容は、大別すると、①Aの脱退及び清算への対応、②A以外のテナントの退去及び清算、③Bとの不動産売買契約の締結及びその履行、④懲戒請求者の清算の4分野に特定され、かつ、Bから代金2億円が支払われれば、懲戒請求者において、一定の弁護士報酬を支払うことも可能となる状態となっていた。

したがって、対象弁護士は、Bとの不動産売買契約が締結された令和元年11月6日頃には、懲戒請求者に対し、弁護士報酬について、適切な説明をすることが十分可能であり、かつ、その義務があったと認められる。

これに対し、対象弁護士は、当時は、委任事務の内容が、懲戒請求者内部の議論や相手方の対応などに応じて、様々に変化・拡大している状況にあり、委任事務の内容を特定し、弁護士報酬について適切な説明を行うことが困難であったと弁解する。

しかし、懲戒請求者の総会議事録や対象弁護士とのメールのやりとりなどにより、懲戒請求者は、Bとの不動産売買契約が締結された時点で、全ての営業設備を失い、Aなどのテナントとの関係を整理して清算に至ることが見込まれており、かつ対象弁護士がその全般に関与することが、懲戒請求者と対象弁護士の共通認識となっていたと認められる。

そして、たとえば、Aとの清算が、調停で解決するのか、又は訴訟に発展するのかが不明であったとしても各手続に応じた着手金（又は報酬）について、算定方法などの基準を示すことは十分可能であったと考えられる。

また、対象弁護士は、令和2年1月20日、懲戒請求者に対し、弁護士報酬の金額、内訳及び算定根拠を書面で示している。

他方で、Bとの売買契約を締結した令和元年11月6日から、弁護士報酬を書面で示した令和2年1月20日までの間、令和元年12月23日にBから売買代金の残金が支払われたことを除き、Aとの調停事件を含めて、受任事件はほとんど進展していない。

したがって、令和2年1月20日に示した内容であれば、令和元年11月6日頃に説明することが十分可能であったと認められる。

次に、対象弁護士は、Bとの不動産売買契約は締結されたものの、売買代金が仮差押えされるおそれがあり、代金2億円が取得できない事態も十分に予想されたので、Bから代金が振り込まれるまでは、弁護士報酬について、適切な説明をすることが困難であったと弁解する。しかし、職務基本規程第29条1項が、受任の際に弁護士報酬の適切な説明を求める趣旨は、弁護士が法律専門家であるため、依頼者の自由な意思決定と情報力の平等を実現することにある。

したがって、弁護士報酬の説明は、依頼者の支払能力を度外視するものであってはならないが、より重要なこととして、依頼者が弁護士に委任するかどうか又はその範囲の意思決定に資するものでなければならない。

よって、受任の際の弁護士報酬の説明は、常に、経済的利益などが実現したことを仮定して行われるべきものであって、相手方からの支払いを待つて説明を行うことは遅きに失する。

なお、綱紀委員会決議では、委任契約書を作成する義務の違反もあったと判断する（議決書17・18ページ）。

しかし、対象弁護士が弁解するとおり、委任事務の実現にはAとの清算が調停で解決するのか、又は訴訟に発展するのか等不確定要素が多かったので、Bとの不動産売買契約が締結された令和元年11月6日の時点において、委任事務及び弁護士報酬の内容（算定方法を含む。）を明確に特定し、双方に法的拘束力の生ずる委任契約書まで作成することが十分可能であり、その義務があったと断ずることは困難といわざるをえない。

- 6 そこで、対象弁護士が、Bとの不動産売買契約が締結された令和元年11月6日頃までに、弁護士報酬について、適切な説明を行ったか否かを1食討する。

対象弁護士は、懲戒請求者の担当者に対し、「報酬等については、到底1000万円で済むような話ではないですよ」という話をしており、かつ、令和元年11月に開催された懲戒請求者の総会の場において、弁護士費用の見込みについて1000万円になると説明したなどと弁解し、関係証拠によれば、そのような事情もうかがえる。

しかし、弁護士報酬の説明が適切であるか否かは、前記の説明が必要とされる趣旨に鑑み、依頼者の属性、受任事務の内容、弁護士報酬の内容などを考慮して判断されるべきである。

本件では、依頼者は協同組合であって組合員の協議による意思決定が必要であること、前記のとおり、受任事務の内容は複雑かつ多岐にわたること、弁護士報酬は、少なくない金額で、かつ前提を場合分けした説明が必要な事案であったことがそれぞれ認められる。

したがって、本件において、弁護士報酬の説明を適切に行うためには、その内訳及び算定方法の説明が不可欠であり、単に口頭で総額を述べるだけでは全く不十分であり、書面、メールなどの文字情報で説明すべきであった。

したがって、対象弁護士は、受任に際して弁護士報酬について適切な説明を行ったと認めることはできない。

- 7 次に、対象弁護士に、職務基本規程第29条1項の違反が認められることを前提として、対象弁護士を懲戒すべきか否かを検討する。

対象弁護士に不利な事情及び有利な事情は、以下のとおりであるが、特に、受任後の事情である懲戒請求事由2及び同3の内容が重要であるので、その内容を検討した上、懲戒の当否及びその内容は、最後に判断する。

- (1) 対象弁護士に不利な事情

対象弁護士に不利な事情は、以下のとおりである。

ア 弁護士報酬の適切な説明を行う義務は、弁護士の基本的かつ重要な義

務である。

- イ 弁護士報酬の金額は、当事者間で争いがあるが、500万円から1000万円の間であって、少なくない金額である。
- ウ 懲戒請求事由2、同3のとおり、受任後の弁護士報酬の請求方法及び預り金の清算方法が不適切である。
- エ 結果として、懲戒請求者と対象弁護士の間で、弁護士会の紛議調停2回及び民事訴訟が行われ、3年半以上にわたる長期かつ深刻な紛争を惹起し、いまだに解決を見ていない。

(2) 対象弁護士に有利な事情

- ア 本件は、受任事件が、拡大・発展していった事案であって、弁護士報酬を説明するタイミングを計ることに困難を伴う事案であった。
- イ 懲戒請求者は、対象弁護士から弁護士報酬を500万円以下とする説明を受けた主張するが、これを裏付ける証拠はなく、懲戒請求者がこのような根拠に乏しい主張に固執したことが、紛争の長期化・深刻化の一因になったと考えられる。
- ウ 対象弁護士は、令和元年11月の懲戒請求者の総会において、弁護士費用は総額1500万円と述べたことがうかがわれ、全く説明をしていなかったとまでは認められない。
- エ 対象弁護士は、解任されるまで、拡大・発展する受任事務を適確に遂行したと認められる。なお、対象弁護士は、過誤により、調停期日を欠席しているが、これによって事案の解決を困難にしたとは認められない上、調停の相手方に無駄になった旅費などを私費で弁償するなど誠意ある事後措置を講じている。
- オ 対象弁護士が遂行した受任事務の遂行及びその結果に照らし、令和2年1月20日以降に請求した弁護士費用が、不当に高額とは認められない。

第7 懲戒事由2および3に対する判断

- 1 対象弁護士が行った第一次ないし第三次請求は、内訳の費目や金額も変え、しかも請求額を少額とは言えない金を増額している。

この点につき、対象弁護士は「請求」ではなく「提示」であり、自らは「提示」の意思で書面を作成したものを懲戒請求者に「請求」されたと受け取られるのではないと言われるのではまともに文書も出せなくなると反論する（令和4年6月17日付弁明書、令和5年6月1日審尋期日調書）。

たしかに、対象弁護士が、令和2年3月9日付「ご連絡」において、交渉

相手である懲戒請求者代理人のE弁護士に対し、第一次請求に対する回答を求め、期限内に回答がなければ第一次請求を撤回すると予告し（丙3、当会令和2年（紛）第1号事件の甲5）、第二次請求においては、E弁護士に対し、今後紛争に至った場合は請求額の増額があると予告していることも（丙3、当会令和2年（紛）第1号事件の甲6）、E弁護士なら請求ごとに増額される意味は理解できるところであり、法的知識や経験の不十分な市民を相手とした交渉と同等に評価することはできない面はある。

- 2 また、対象弁護士は、懲戒請求者に返還すべき預り金のうち877万1945円を自身の報酬額として返還を留保した。その結果、懲戒請求者が上記留保金の引渡しを求めるには、何らかの法的手続きを提起し、対象弁護士の正当な報酬額を確定せざるを得なくなり、それまでは懲戒請求者の清算事務は終了しないことになった。

この点につき、対象弁護士は、一旦全額返金してしまうのは、懲戒請求者が清算予定であることからすれば、自身の請求を実質的に放棄することに等しいことであると危惧しており、実際に清算手続に入っている懲戒請求者が対象弁護士に対する債権者保護手続を一切とっていないことからするとあながち杞憂と排斥できるものでもない。

- 3 しかしながら、対象弁護士の意思はどうであれ、意思表示を受領する懲戒請求者が弁護士報酬を「請求」されていると認識することは十分に理解できる。

しかも、懲戒請求者との間で弁護士報酬の説明も委任契約書の作成もしていないから、対象弁護士自身も報酬額決定の基準を決めあぐねていることがうかがえる。たとえば、第一次請求において顧問ないしコンサルティング費用として月額20万円の12か月分240万円を計上しており、月額20万円は特別資格のない経営コンサルタントの報酬の下限を基準にしたと述べるが（当会令和2年（紛）第1号事件の甲1、令和5年6月1日審尋期日調書）、特別資格のない経営コンサルタントの報酬の下限が月額20万円であるとする根拠は薄弱であり、懲戒請求者が将来月額20万円の報酬を請求されると想定して対象弁護士に一連の事務を相談・依頼することは困難である。しかも、第二次請求になると、コンサルティング費用の項目はなくなり、不動産売却交渉業務として着手金118万円、報酬236万円の合計354万円が計上されることになる。このような対象弁護士の請求金額と請求方法が紛争を長期化させたことは否定できない。

特に、懲戒請求者が、令和2年4月8日、対象弁護士からの弁護士報酬の第一次請求（令和2年1月20日付）を受諾したにもかかわらず、第一次請求は既に撤回されたとして、第二次請求（令和2年3月17日）でないと思

じないと回答した点は、一般的に金額交渉の手法として許されないではないが、そもそも、受任するに当たり弁護士報酬を適切に説明し、委任契約書を作成する義務を怠っていた前提においては、あまりに高圧的で不相当な交渉態度であるといわざるを得ない。

また、その後の2回にわたる弁護士会の紛議調停において、対象弁護士において、受任するに当たり弁護士報酬を適切に説明し、委任契約書を作成する義務を怠っていたことを真摯に反省し、調停成立に向けて努力を尽くしたとも認められない。

- 4 対象弁護士は877万1945円を預り金として保管していることを強調するが（令和4年6月17日付弁明書）、仮に、対象弁護士の正当な報酬額が上記留保額を下回れば、対象弁護士はその差額分を事件終了後も返還していないことになる。

弁護士報酬額について争いがあるにもかかわらず、対象弁護士自身が正当と考える弁護士報酬額を回収するため預り金として保管したことにより、正当な報酬額を決めるために、懲戒請求者が法的手続きを取らざるを得なくなった。

- 5 したがって、前記第6のとおり、対象弁護士において、受任するに当たり弁護士報酬を適切に説明する義務の違反があったことを前提とすると、懲戒請求事由2の弁護士報酬の請求方法及び懲戒請求3の預り金の清算方法は、極めて不適切であると認められる、

よって、懲戒請求事由1ないし同3を総合考慮すると、対象弁護士の行為は、弁護士報酬の決定方法を含む弁護士業務に対する依頼者ひいては市民の信頼を損なうものであったと評価せざるを得ず、当委員会は、職務基本規程第29条1項に違反したことを理由として、対象弁護士を懲戒することを相当と判断する。

## 第8 結論

前記第6の7で列挙した有利な事情も認められるにせよ、同項で列挙した不利な事情に加え第7で述べた事情も総合的に考慮すれば、対象弁護士を戒告するのが相当である。

以上

2023年6月1日

福井弁護士会懲戒委員会



これは謄本である

2023年7月21日  
福井弁護士会

会 長